

税務課からのお知らせ



令和3年度以降 南阿蘇村個人住民税の非課税限度額について

□所得割も均等割も課税されない人

- ①1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②1月1日現在、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親の人で、かつ前年中の合計所得金額が、135万円以下の人

□所得割が課税されない人（前年中の総所得金額が、下の額以下の人）

- ・扶養親族なし⇒45万円以下の人
- ・扶養親族あり⇒ $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養している人数}) + 32万円 + 10万円$ 以下の人
例) 扶養している人数が2人の場合
 $35万円 \times (1 + 2) + 32万円 + 10万円 = 147万円$ 以下であれば非課税

□均等割が課税されない人

- （前年の収入から給与所得控除、年金所得控除を引いた合計所得が、下の額以下の人）
- ・扶養親族なし⇒38万円以下の人
 - ・扶養親族あり⇒ $28万円 \times (\text{本人} + \text{扶養している人数}) + 16.8万円 + 10万円$ 以下の人
例) 扶養している人数が2人の場合
 $28万円 \times (1 + 2) + 16.8万円 + 10万円 = 110.8万円$ 以下であれば非課税

【令和3年度以降 均等割・所得割非課税対象者早見表】

扶養親族数	均等割非課税対象者	所得割非課税対象者
0人	合計所得が 38万円以下	合計所得が 45万円以下
1人	合計所得が 82.8万円以下	合計所得が 112万円以下
2人	合計所得が 110.8万円以下	合計所得が 147万円以下
3人	合計所得が 138.8万円以下	合計所得が 182万円以下
4人	合計所得が 166.8万円以下	合計所得が 217万円以下
5人	合計所得が 194.8万円以下	合計所得が 252万円以下

村内に土地・家屋を所有する人へ (令和3年度固定資産税課税明細書の発送時期について)

■固定資産税課税明細書は、固定資産税納税通知書と合わせて5月にお手元に届きます。

固定資産税の課税内容を記載した「固定資産税課税明細書」(以下、「課税明細書」)は令和2年度より「固定資産税納税通知書」(以下、「納税通知書」)と一体化して5月に送付しています。

お手元に課税明細書と納税通知書が届くのは5月中旬ごろとなる見込みです。

■固定資産税課税明細書とは

課税証明書は、当該年度課税の対象となる固定資産(土地・家屋・償却資産)内訳を記載したものです。対象となるのは、当該年の1月1日現在で所有する土地・家屋で、評価額などが記載されています。なお、土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準の合計額が免税点(※)未満の場合は発送されません。

※免税点とは

村内に同一人が所有する土地、家屋のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

【土地】30万円、【家屋】20万円、【償却資産】150万円

〈問い合わせ〉税務課 課税係(固定資産担当) TEL(67) 2703